

# 奈良県公報



## 目次

ページ

### 規 則

- 奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との合併に伴う関係規則の整理に関する規則(市町村課) 一
- 河川法準用河川に対し河川法準用等を廃止する規則(河川課) 二

### 告 示

- 昭和四十六年十一月奈良県告示第三百七十九号(民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の指定)の一部改正(福祉政策課) 二
- 昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十号(振動について規制する地域)の一部改正(環境政策課) 二
- 昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十四号(特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域)の一部改正(環境政策課) 三
- 平成五年四月奈良県告示第五号( 三

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正(環境政策課)

- 昭和五十年七月奈良県告示第七十八号(奈良県立月ヶ瀬神野山自然公園の指定)の一部改正(風致保全課) 三
- 昭和五十年七月奈良県告示第一百九号(奈良県立月ヶ瀬神野山自然公園の特別地域の指定)の一部改正(風致保全課) 三

昭和二十八年十月奈良県告示第三百六十号(開拓農業協同組合の指定)等の廃止(農業経営課)

- 昭和二十八年八月奈良県告示第二百九十号(湿田単作地域の指定)及び昭和二十八年十二月奈良県告示第四百四十号(畑地区の指定)の廃止(耕地課) 四
- 昭和三十九年十月奈良県告示第三百十三号(鳥獣保護区の設定)の一部改正(森林保全課) 四

- 昭和五十一年十月奈良県告示第三百八十九号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正(森林保全課) 四
- 昭和五十四年十月奈良県告示第四百三十二号(鳥獣保護区の設定)の一部改正(森林保全課) 四

- 平成十一年十月奈良県告示第三百三十九号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正(森林保全課) 四
- 平成十二年十月奈良県告示第三百三十二号(特定鳥獣の捕獲の禁止)の一部改正(森林保全課) 五

- 平成十五年十月奈良県告示第三百三十二号(休猟区の指定)の一部改正(森林保全課) 五

- 大正七年三月奈良県告示第七百七号(河川法二準用スヘキ河川認定)等の廃止(河川課) 五
- 平成十三年四月奈良県告示第四百八号(歳入の収納事務の委託)の一部改正(出納局出納課) 六

### 教育委員会規則

- 奈良市と月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との合併に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則(教育委員会告示) 六
- 昭和三十九年三月教育委員会告示(奈良県教科用図書採択地区設定)の一部改正 七

## 規 則

奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との合併に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

### 奈良県規則第五十二号

奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との合併に伴う関係規則の整理に関する規則

### 奈良県行政組織規則の一部改正

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県奈良県税事務所から奈良県自動車税事務所までの項、奈良県中和福

社事務所から奈良県社会福祉総合センターまでの項、奈良県中央こども家庭相談センターから奈良県立精華学院までの項及び奈良県郡山保健所から奈良県保健環境研究センターまでの項管轄区域の欄中「添上郡」を削り、同表奈良県中央卸売市場から奈良県南部農林振興事務所までの項管轄区域の欄中「添上郡」を削り、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項管轄区域の欄中「添上郡」を削る。  
(建築基準法施行細則の一部改正)

**第二条** 建築基準法施行細則(昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表中「添上郡月ヶ瀬村、」及び「山辺郡都祁村及び」を削る。

**附則**

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

河川法準用河川に対し河川法準用等を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

**奈良県規則第五十三号**

河川法準用河川に対し河川法準用等を廃止する規則

(河川法準用河川に対し河川法準用等の廃止)

**第一条** 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 河川法準用河川に対し河川法準用(昭和二十六年四月奈良県規則第十四号)
- 二 河川法準用河川(昭和二十七年十一月奈良県規則第六十六号)
- 三 河川法に規定する事項を準用する規則(昭和二十九年三月奈良県規則第十三号)
- 四 河川法に規定する事項を準用する規則(昭和三十年三月奈良県規則第六号)
- 五 河川法に規定する事項を準用する規則(昭和三十一年六月奈良県規則第十八号)
- 六 河川法の一部を河川法準用河川に準用する規則(昭和三十三年十二月奈良県規則第六十五号)
- 七 河川法の一部を河川法準用河川に準用する規則(昭和三十五年四月奈良県規則第二十二号の二)
- 八 河川法の一部を河川法準用河川に準用する規則(昭和三十七年十月奈良県規則第三十七号)

(河川法準用河川ニ対シ河川法ノ規定準用等の廃止)

**第二条** 次に掲げる県令は、廃止する。

- 一 河川法準用河川ニ対シ河川法ノ規定準用(昭和十三年三月奈良県令第十三号)
- 二 土庫川、芳野川、櫻川ニ河川法準用(昭和十八年三月奈良県令第八号)
- 三 河川法準用(昭和二十年八月奈良県令第三十五号)

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

**奈良県告示第六百四十三号**

昭和四十六年十一月奈良県告示第三百七十九号(民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の指定)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

第一号中「二、二五一人」を「二、二二七人」に改め、同号の表中

市	九一		
村	八	葛城市	九一
村	一六	山辺郡	
村	一三	山添村	一三
		を	
		山添村	
		に改める。	

葛城市 添上郡 月ヶ瀬 山辺郡 都祁 山添

**奈良県告示第六百四十四号**

昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十号(振動について規制する地域)の一部を次

のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

表中「奈良市 大和高田市」を「大和高田市」に、「下市町 月ヶ瀬村 都祁村」を「下市町」に改める。

奈良県告示第六百四十五号

昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十四号（特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

表中「奈良市 大和高田市」を「大和高田市」に、「下市町 月ヶ瀬村 都祁村」を「下市町」に改める。

奈良県告示第六百四十六号

平成五年四月奈良県告示第五号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

告示文中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第一項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項」に改める。

別表第一の(注)一中「山辺郡都祁村」を「奈良市」に改める。

奈良県告示第六百四十七号

昭和五十年七月奈良県告示第七十八号（奈良県立月ヶ瀬神野山自然公園の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。  
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

告示文中「奈良県企画部観光課並びに月ヶ瀬村役場」を「奈良県生活環境部風致保全課並びに奈良市役所、奈良市月ヶ瀬行政センター」に、「月ヶ瀬村のうち大字尾山、嵩、月瀬、桃香野及び長引」を「奈良市のうち月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野及び月ヶ瀬長引」に改める。

奈良県告示第六百四十八号

昭和五十年七月奈良県告示第七十九号（奈良県立月ヶ瀬神野山自然公園の特別地域の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

告示文中「第五条第一項」を「第十条第一項」に、「奈良県企画部観光課並びに月ヶ瀬村役場」を「奈良県生活環境部風致保全課並びに奈良市役所、奈良市月ヶ瀬行政センター」に、「月ヶ瀬村のうち大字尾山、嵩、月瀬、桃香野及び長引」を「奈良市のうち月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野及び月ヶ瀬長引」に改める。

奈良県告示第六百四十九号

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 昭和二十八年十月奈良県告示第三百六十号（開拓農業協同組合の指定）
- 二 昭和二十九年十二月奈良県告示第六百十三号（開拓農業協同組合の指定）
- 三 昭和三十一年八月奈良県告示第四百九十八号（開拓農業協同組合の指定）
- 四 昭和三十三年十月奈良県告示第四百八十四号（天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法第二条第五項第一号の規定による特別被害地域の指定）
- 五 昭和三十七年二月奈良県告示第四百八十一号（天災による被害農林漁業者に対する資金融通に関する暫定措置法による特別被害地域の指定）
- 六 昭和三十八年六月奈良県告示第二百二号（経営資金の融通にかかる特別被害地域の指定）
- 七 昭和三十八年九月奈良県告示第二百十九号（被害農業者に対する経営資金の融通にかかる特別被害地域の指定）
- 八 昭和三十八年十月奈良県告示第二百二十六号（開拓農業協同組合の指定）

九 昭和四十三年五月奈良県告示第三百三十二号（特別被害地域の指定）  
 十 昭和四十四年八月奈良県告示第二百六十一号（特別被害地域の指定）  
 平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六百五十号

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 昭和二十八年八月奈良県告示第二百九十号（湿田単作地域の指定）
  - 二 昭和二十八年十二月奈良県告示第四百四十号（畑地区の指定）
- 平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六百五十一号

昭和三十九年十月奈良県告示第三百十三号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

本文中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項」に、「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第二十条」を「同条第九項において準用する同法第十五条第二項」に改める。  
 第一の中「山辺郡都祁村大字下深川」を「奈良市下深川町」に改める。

奈良県告示第六百五十二号

昭和五十一年十月奈良県告示第三百八十九号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

本文中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項

」に、「設定したので告示する」を「指定した」に改める。  
 1の(二)中「添上郡月ヶ瀬村大字嵩」を「奈良市月ヶ瀬嵩」に、「月ヶ瀬村大字長引」を「奈良市月ヶ瀬長引」に、「月ヶ瀬村大字尾山」を「奈良市月ヶ瀬尾山」に改める。

奈良県告示第六百五十三号

昭和五十四年十月奈良県告示第四百三十二号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

本文中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項」に改め、「設定したので」の下に、「同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により」を加える。

二中「都祁村」を「奈良市」に、「村道蘭生・三谷線」を「市道蘭生・三谷線」に、「同村道」を「同市道」に、「村道小山戸相河循環線」を「市道小山戸相河循環線」に、「村道相河中央支線」を「市道相河中央支線」に、「村道都介野南部線」を「市道都介野南部線」に、「村道吐山・天理線」を「市道吐山・天理線」に、「村道東和線」を「市道東和線」に、「村道城福寺北線」を「市道城福寺北線」に、「村道田丁線」を「市道田丁線」に、「村道の場・長野線」を「市道の場・長野線」に、「村道清水中東・長野線」を「市道清水中東・長野線」に、「村道吐山小学校前一号線」を「市道吐山小学校前一号線」に、「村道なんかい池線」を「市道なんかい池線」に、「村道こぶしが丘一号線」を「市道こぶしが丘一号線」に、「村道小川口支線」を「市道小川口支線」に改める。

奈良県告示第六百五十四号

平成十一年十月奈良県告示第三百三十九号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

一の2中「都祁村」を「奈良市」に、「村道小川口支線」を「市道小川口支線」に、

「同村道」を「同市道」に、「村道こぶしが丘十一号線」を「市道こぶしが丘十一号線」に、「村道こぶしが丘一六号線」を「市道こぶしが丘一六号線」に、「村道なんかい池線」を「市道なんかい池線」に、「村道吐山小学校前一号線」を「市道吐山小学校前一号線」に、「村道清水中南東・長野線」を「市道清水中南東・長野線」に、「村道東和線」を「市道東和線」に、「村道田丁線」を「市道田丁線」に、「村道城福寺北線」を「市道城福寺北線」に、「村道吐山・天理線」を「市道吐山・天理線」に、「村道都介野南部線」を「市道都介野南部線」に、「村道相河中央支線」を「市道相河中央支線」に、「村道小山戸相河循環線」を「市道小山戸相河循環線」に、「村道蘭生・三谷線」を「市道蘭生・三谷線」に改める。

奈良県告示第六百五十五号

平成十二年十月奈良県告示第三百三十二号（特定鳥獣の捕獲の禁止）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

本文中「月ヶ瀬村、都祁村」を削り、「都祁村の」を「奈良市の」に、「都祁村と」を「奈良市と」に改める。

奈良県告示第六百五十六号

平成十五年十月奈良県告示第三百三十二号（休猟区の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

二中「を北東進し、天理市と奈良市と都祁村の境界の交点に至り、同所から天理市と都祁村の境界を南進し、」を「に沿って」に改める。

奈良県告示第六百五十七号

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 大正七年三月奈良県告示第百七号（河川法ニ準用スヘキ河川認定）

- 二 大正十年三月奈良県告示第百四号（県費支弁河川指定ノ件）
- 三 昭和三年十月奈良県告示第百六十四号（寺川米川飛鳥川曾我川葛城川富雄川佐保川ヲ河川法ニ依リ大和川ノ支川ト認定）
- 四 昭和四年五月奈良県告示第百九号（河川法ニ規定シタル事項ヲ準用スヘキ河川ト認定施行ノ件（吉野川、北山川、十津川、高田川、葛下川、宇陀川））
- 五 昭和六年八月奈良県告示第百六十号（大和川筋ニ於ケル河川ノ附属物ト認定セラル工作物ニ関スル件）
- 六 昭和八年四月奈良県告示第百四十六号（高田川ヲ大和川ノ支川ト認定）
- 七 昭和十三年三月奈良県告示第百二十九号（河川法準用河川認定）
- 八 昭和十三年九月奈良県告示第百二十四号（大和川本支川筋河川区域一部認定）
- 九 昭和十三年九月奈良県告示第百二十六号（大和川筋河川附属物認定）
- 十 昭和十六年四月奈良県告示第百七十六号（河川法準用河川認定）
- 十一 昭和十六年四月奈良県告示第百七十九号（河川法準用）
- 十二 昭和十六年六月奈良県告示第百四十九号（河川認定）
- 十三 昭和十八年三月奈良県告示第百十七号（河川法ニ規定シタル事項ヲ準用スヘキ河川認定）
- 十四 昭和二十年八月奈良県告示第百九十九号（河川法第五条ノ規定ニ依ル準用河川認定）
- 十五 昭和二十六年四月奈良県告示第百四十九号（河川法に規定したる事項を準用すべき河川の認定）
- 十六 昭和二十七年十一月奈良県告示第百六十七号（河川法準用河川の認定）
- 十七 昭和二十七年十一月奈良県告示第百六十八号（河川の区域変更）
- 十八 昭和二十七年十一月奈良県告示第百六十九号（河川法による十津川の支流認定）
- 十九 昭和二十九年三月奈良県告示第百七十一号（河川法準用河川の認定）
- 二十 昭和三十年三月奈良県告示第百四十三号（河川法第五条の規定を準用すべき河川の認定）
- 二十一 昭和三十年三月奈良県告示第百四十四号（河川法準用河川の準用区域の変更）
- 二十二 昭和三十一年六月奈良県告示第百二十号（河川の認定）



- 二十三 昭和三十一年六月奈良県告示第三百二十一号（河川の準用区域の変更）
  - 二十四 昭和三十二年十二月奈良県告示第五百九十号（準用河川の認定）
  - 二十五 昭和三十二年十二月奈良県告示第五百九十一号（準用区域の変更）
  - 二十六 昭和三十二年十二月奈良県告示第五百九十二号（準用河川の準用区域のうち新たに編入した区域においての工作物の許可）
  - 二十七 昭和三十五年四月奈良県告示第百号の二（河川法準用河川の認定）
  - 二十八 昭和三十五年四月奈良県告示第百号の三（河川法準用河川の準用区域の変更）
  - 二十九 昭和三十六年五月奈良県告示第百六十六号（河川法に基づく支川の認定）
  - 三十 昭和三十七年十月奈良県告示第二百五十五号（河川法準用河川の認定）
  - 三十一 昭和三十七年十月奈良県告示第二百五十六号（準用河川の区域変更）
  - 三十二 昭和三十八年七月奈良県告示第四百七十七号（吉野川の支川認定）
- 平成十七年三月二十九日  
奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六百五十八号  
平成十三年四月奈良県告示第四十八号（歳入の収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。  
平成十七年三月二十九日

二中「所在地 山辺郡都祁村針一一七〇番地」を「所在地 奈良市針町一一七〇番地」に改める。  
奈良県知事 柿本善也

**教育委員会規則**

奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との合併に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。  
平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会規則第八号

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との合併に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則  
（奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部改正）  
第一条 奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。  
第十二条中「大平尾」の下に、「月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野」を加える。  
（奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正）  
第二条 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

同	登美ヶ丘高等学校
全日制	普通

を

同	登美ヶ丘高等学校	全日制	普通
同	山辺高等学校	全日制	普通
同	山辺高等学校	定時制	総合 農業、家政

に、

山同	二同
----	----

全日制	普通	階堂高等学校	全日制	普通
		辺高等学校	全日制	総合 農業、家政
		を	同	二階堂高等学

に改める。

校

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

教育委員会告示

奈良県教育委員会告示第十六号

昭和三十九年三月教育委員会告示第二十一号（奈良県教科用図書採択地区設定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡 本 和 美

奈良県教科用図書採択地区表中

第六採択地区

添上郡（月ヶ瀬村）

山辺郡（都祁村・山添村）

第六採択地区

山辺郡（山添村）

改める。

に

を

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

